

(一) 官制主義の改革  
 (二) 官制主義の改革  
 (三) 官制主義の改革  
 (四) 官制主義の改革  
 (五) 官制主義の改革  
 (六) 官制主義の改革  
 (七) 官制主義の改革  
 (八) 官制主義の改革  
 (九) 官制主義の改革  
 (十) 官制主義の改革  
 (十一) 官制主義の改革  
 (十二) 官制主義の改革  
 (十三) 官制主義の改革  
 (十四) 官制主義の改革  
 (十五) 官制主義の改革  
 (十六) 官制主義の改革  
 (十七) 官制主義の改革  
 (十八) 官制主義の改革  
 (十九) 官制主義の改革  
 (二十) 官制主義の改革  
 (二十一) 官制主義の改革  
 (二十二) 官制主義の改革  
 (二十三) 官制主義の改革  
 (二十四) 官制主義の改革  
 (二十五) 官制主義の改革  
 (二十六) 官制主義の改革  
 (二十七) 官制主義の改革  
 (二十八) 官制主義の改革  
 (二十九) 官制主義の改革  
 (三十) 官制主義の改革  
 (三十一) 官制主義の改革  
 (三十二) 官制主義の改革  
 (三十三) 官制主義の改革  
 (三十四) 官制主義の改革  
 (三十五) 官制主義の改革  
 (三十六) 官制主義の改革  
 (三十七) 官制主義の改革  
 (三十八) 官制主義の改革  
 (三十九) 官制主義の改革  
 (四十) 官制主義の改革  
 (四十一) 官制主義の改革  
 (四十二) 官制主義の改革  
 (四十三) 官制主義の改革  
 (四十四) 官制主義の改革  
 (四十五) 官制主義の改革  
 (四十六) 官制主義の改革  
 (四十七) 官制主義の改革  
 (四十八) 官制主義の改革  
 (四十九) 官制主義の改革  
 (五十) 官制主義の改革

(二) 無産階級運動ヲ發達セシムル政治的地位ノ獲得  
 (イ) 項ノ中テハ元老、貴族院、樞密院、參謀本部、軍令部等ノ廢止、華族制度ノ廢止  
 (ロ) 項ノ中ニハ言論、集會、出版、結社ノ自由ヲ制限シテ居ル法令ノ撤廢、選舉權被選舉權擴大等ノ換要求ヲ掲ゲル  
 (ハ) 項ノ中テハ軍事裁判、憲兵ノ廢止、兵營内ニ於ケル兵卒ノ人格權、廢兵及徵兵ヨリ起ル家族ノ經濟的窮迫ニ對スル國庫ノ補償等ノ要求ヲ掲ゲル  
 (ニ) 項ノ中テハ暴壓法令ノ撤廢、組合、ストライキ、示威運動等ノ自由等ノ要求ヲ掲ゲル  
 第二經濟ノ中ニ於テハ資本主義的經濟組織カラ社會主義的經濟組織ヘノ階級的變化ニ關シテノ鬭爭、即チ經濟組織其ノモノニ就テノ鬭爭要求ヲ掲ゲル  
 「産業監理權ノ獲得」「耕作權ノ獲得」等ノ如キ産業土地公有